

3月6日

○議長（兼田勝久君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（兼田勝久君）

- 日程第1、議案第13号 始良市環境基本条例制定の件
- 日程第2、議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件
- 日程第3、議案第15号 始良市民農園条例制定の件
- 日程第4、議案第19号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件
- 日程第5、議案第35号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件
- 日程第6、議案第16号 始良市税条例の一部を改正する条例の件
- 日程第7、議案第17号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件
- 日程第8、議案第18号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件
- 日程第9、議案第20号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件
- 日程第10、議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件
- 日程第11、議案第22号 始良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例の件
- 日程第12、議案第23号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第13、議案第24号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）
- 日程第14、議案第25号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）
- 日程第15、議案第26号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16、議案第27号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）
- 日程第17、議案第28号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第3号）
- 日程第18、議案第29号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19、議案第30号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20、議案第31号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21、議案第32号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22、議案第33号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

及び

日程第23、議案第34号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第2号）

までの23案件を一括議題とします。

これらの案件については、2月24日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、8名の議員から質疑の通告がされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。田口議員。

○5番（田口幸一君） 議案第23号、8ページ、繰越明許費、道路橋梁費2億8,184万3,000円、都市

計画費 1 億8,960万1,000円は発注して年度内完成ができないか、内容をお伺いいたします。

29ページ、市有地売払収入 4 億5,494万5,000円は場所はどこか、1 m²当たり、1 坪当たりの単価は幾らになりますか。

107ページ、償還元金4,496万2,000円は何債か、内容をお伺いいたします。

議案第24号、8 ページ、目 1、一般被保険者国民健康保険税、節 4、医療給付費分滞納繰越金2,400万円、節 5、後期高齢者支援金分滞納繰越分1,000万円、節 6、介護納付金分滞納繰越分200万円、目 2、退職被保険者等国民健康保険税、節 4、医療費給付費分滞納繰越分100万円、これを合計いたしますと3,700万円の増になります。今回、この補正予算に計上されております。去る 2 月 24 日の本会議において、平成24年 1 月 31 日までに本年度は 1 億円以上の滞納繰越分を納めていただきましたと、市民福祉委員長はひな壇において報告をされました。私の計算では、6,300万円不足いたします。これの説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第23号平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）についての 1 点目のご質疑にお答えいたします。

繰越明許費の道路橋梁費 2 億8,184万3,000円は、社会資本整備総合交付金事業の木田本通線と岩原本通線の工事請負費、始良駅前通線の土地購入費と立ち木等補償費で、国からの追加交付を受けての事業であり、年度内完成が見込めなくなったものであります。

都市計画費の 1 億8,960万1,000円の繰越明許費は、まちづくり交付金事業の都市計画道路、菅原線の道路改良工事で、用地補償交渉に時間を要したことなどにより、年度内完成が見込めなくなったものであります。

また、帖佐第一地区土地区画整理区域内の 3 カ所の公園整備につきましても、地域との協議などに時間を要したことなどにより、年度内完成が見込めなくなったものであります。

2 点目のご質疑についてお答えいたします。

市有地売払収入のうち 4 億5,494万5,000円は、須崎地区公共用地内の加治木町木田1377番地19のほか、3 万3,698 m²をヤマエ久野株式会社に売却したもので、売却価格は 1 m²当たり 1 万3,635円、1 坪当たり 4 万5,000円でありました。

また、456万円の減額は、市が実施する船津公園整備事業及び県が実施する県道十三谷重富線改良事業において用地交換を実施したことなどにより、市有地売払収入を当初予算額から減額するものであります。

3 点目のご質疑についてお答えいたします。

償還元金4,496万2,000円は、平成23年度に借り入れた市債のうちその一部について措置期間を設けずに借り入れをしたことで、償還初年度から元金についても支払いが発生することにより追加するものであります。

対象となる起債の事業といたしましては、平成22年度に実施した防災無線デジタル化整備事業などの一般単独事業債、小学校校舎耐震工事の学校教育施設等整備事業債などでありました。

議案第24号平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）のご質疑についてお答えいたします。

補正額の滞納繰越分は、合計で3,700万円であります。当初予算では滞納繰越分を合計で8,950万円を計上しておりました。これまでの納付状況から、予算合計で1億2,650万円の滞納繰越分の歳入が見込まれるため、増額補正をいたしました。

以上、お答えといたします。

○5番（田口幸一君） それでは、順を追って2回目の質疑を行います。

まず、議案第23号繰越明許費についてですが、4点質疑いたします。

まず1点目、道路橋梁費の始良駅前通り線の、これは「たちぎ」と読むんですかね、今副市長は「たちぎ」と、立木等補償費とはどこの位置にどのような立木が立っているのか。私、ずっと歩いてみたんですが、そのような大きな木が見当たりませんでした。それを説明してください。

2点目ですけど、都市計画費の用地補償交渉は、対象は何人でいつ終了したのですか。今後、発注予定はいつごろになるのか。

3点目、帖佐第一地区土地区画整理地内の3カ所、公園整備の3カ所とはどこどこか、場所はどこどこか。

4点目、地域との協議にとまどったと書いてありますが、地域との協議とはどの地域か、1つの地域か、あるいは2つか3つあったと思うんですが、それを説明してください。

次、議案第23号、同じく23号の市有地売却収入の用地交換を実施したとあるが、どこどこを交換したのですか。用地交換をしたというふうに、今、副市長は答弁されました。

次、議案第24号、当初予算では、当初予算書を持ってまいりました。こんな分厚い。これも国保の23年度の予算に関する説明書、当初予算では、この209ページに載っておりますが、一般被保険者国民健康保険税の医療費給付費滞納繰越分7,100万円、後期高齢者支援金滞納繰越分800万円、介護納付金滞納繰越分600万円。次に、退職被保険者等国民健康保険税の医療費給付費滞納繰越分350万円、後期高齢者支援金滞納繰越分50万円、介護納付金滞納繰越分50万円、この合計額は、今、副市長が答弁されました、確かに8,950万円になります。

そこでお尋ねをいたします。平成24年、きょうは3月6日ですけど、今、徴収・収納に力を入れておられるということで、きのうまでの本会議で明らかになりましたが、平成24年3月25日現在で幾ら収納になったのか。

2点目、平成24年1月31日現在で1億円以上滞納繰越分を納めていただきましたと市民福祉委員長はひな壇において報告をされました。この8,950万円と1億円を合計すると1億8,950万円になります。今、予算の最終で1億2,650万円が見込まれるとなっております。もう1回言います。8,950万円と、最低のこの1億円以上ということですが、1億円を合計すると1億8,950万円になります。予算合計では、今、副市長の答弁では、年度末には1億2,650万円が見込まれるとの答弁ですが、よく聞いておってください、1億8,950万円から1億2,650万円を差引くと、私が指摘、1回目の質疑で指摘しました6,300万円になるんです。このことについて説明をしてください。

それからもう少し、この決算書のこの黄色い、これは平成22年度の決算書ですけど、今、答弁がありました当初予算額が、この23年度の予算書、8,950万円、補正予算額が今回の今提案されているこれが3,700万円、予算の減額が1億2,650万円、調停額は1億8,950万円となるのではないですか。違いますか。

4点目、昨日、市長は、私が徴収率、収納率を上げるために専門徴収員を置いたらどうですかとい

うふうに質疑を行いました。それに対して市長は考えていないということでしたが、この23年度の予算書の70ページに滞納整理指導官、これは国保も含むと思うんです、一般会計の。滞納整理指導官1人報酬168万円が計上されておりますが、これはどのような仕事をされるのかお尋ねをいたします。

2回目は以上です。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。

（午前10時15分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時17分開議）

○議長（兼田勝久君） 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

始良駅前通り線の立木の位置の件でございますが、始良駅前通り線は、旧国道10号から始良駅のちょうど中間ぐらいのところに、延長が全体で約200mぐらいのちょうど真ん中ぐらいの位置でございます。

立竹木の移転が、大体4件の、その中身につきましてはツツジとか、それからイヌマキ、サカキとかそういう花木といいますか、生け垣も含めた分と、あとはカキ、梅とかミカンとかキウイフルーツ、そういうものでございます。

それから、都市計画費の用地交渉の対象はということですが、これにつきましては、用地につきましては7件、補償で4件でございます。

それから、発注時期につきましては、3月末を予定しております。

それから、3点目の帖佐第一地区公園の3カ所の場所でございますが、松原第1公園が松原地区館横、地番が松原町1丁目15の1になります。それから、松原第2公園が、区域内の大体中央付近といいますか、真ん中ぐらいのところで、地番が松原町2丁目10の1になります。それから、松原第3公園が、区画整理地内の東側のところですよ。松原町3丁目15の1でございます。

それから、地域との協議はどこの地区かということですが、これは3回に分けて地域の、松原地区を対象にしまして、ワークショップを開いております。その関係でちょっと、ちょっとといいますか、時間を要しております。

それから、次の市有地の売却の件だったと思うんですが、場所は船津公園の今県道の十三谷重富線が改良中でございますが、その部分の一部の県有地といいますか、県が買い上げた分うちの市の公園の入り口があるんですが、その分の交換になります。

それでは、すいません、1つ、用地の2番目の都市計画費の用地の契約の関係ですが、11月の9日から12月の2日ぐらいの間に契約は一応済ましております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） まず、予算編成上どうしても給付側のほうで予算編成をしますので、今回の補正についても保険年金課のほうでしましたので、私のほうで答えられる範

圏内で答えさせていただきます。

まず、収納については収納管理課のほうから資料をいただいておりますので、それに基づいて予算編成したということをご理解いただきたいと思います。

まず1点目の昨年の23年の3月5日とことしの24年の3月5日の比較ということでございましたけれども、今現在資料として持っておりますのが24年の、ことしの2月末です。29日現在の収納額については資料を持っておりますので、その上でお答えいたしたいと思います。

24年2月29日現在で滞納繰越分すべて合わせまして1億2,381万6,000円収納いたしております。これは、市民福祉常任委員長が報告されました1億円以上ということで、昨年の4月からことし2月末までに納めていただいた総額が滞納繰越分の金額でございます。

そのため当初で、先ほど副市長が報告しましたように8,950万円の当初予算を計上しておりましたので、その計上した金額と合わせまして一応3,700万円の補正額をさせていただきました。合計で1億2,650万円の予算計上となることとなります。

その関係で3月末までにおおむね、今現在1億2,380万でございますので、その差額270万につきましては、3月いっぱい納付する見込みがあるために、今回の補正で、総額で1億2,650万円という予算編成をしたところでございます。

それと、なお、昨年の2月末とことしの2月末を比較しますと、昨年はちょっと金額的には持っておりませんが、昨年の2月末におきましては、22年度につきましては、約1億208万円ほど納付していただいておりますので、昨年は総体的に15.8%の納付率でございましたけれども、今回は、23年度におきましては、2月末で19.3%ということで、昨年よりも2,100万ほど納付額が多く、滞納額について納付していただいている状況でございます。

それから、先ほどの調停のことでございますが、今現在、2月末での調停率が6億4,241万6,000円となっております。そのうちの1億2,386万円を納付していただいたということでの予算編成になっております。

以上でございます。

○総務部長（谷山昭平君） 先ほどご質問の指導官の職務内容につきましてご説明を申し上げます。

職務内容につきましては、市税等の税だけではなく、例えば住宅使用料とか保育、いろんな市のほうで関連している手数料の関係につきまして、納期限に納めていただかなかった場合に、財産の差し押さえその他の執行方法につきましてアドバイスをお願いしている方です。以前、国税徴収の関係に携わった方で、近年、滞納繰越分の収納が特に困難になってきておりますので、差し押さえ、参加差し押さえ、換価、いろんな手続に関して詳細に指導をもらっております。

収納取扱の直接の業務に当たる職員につきましては、昨日、市長のほうで答弁をされたと思います。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今、市民福祉部次長が答弁されましたけど、有村税務課長と長江収納管理課長が来ていらっしゃるようですので、説明してください。足りませんよ。私が聞いていることの的外れの答弁がありました。2人来ていますがね。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

(午前10時25分休憩)

○議長(兼田勝久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時28分開議)

○議長(兼田勝久君) 質疑を続けます。田口議員。

○5番(田口幸一君) 今の小野市民生活部次長が、調停のところ、ここ控えましたけど、6億5,000万という調停を言われました。それは的外れのあれで、そのうちの滞納繰越分が1億数千万と言われましたけど、だから、そこ辺の数字は税務課長とか収納管理課長が計画を立てて調停額も立てるんじゃないんですか。あなたのほうでは、小野次長のほうでは給付のほうが担当、もちろん言われました給付がこれだけ必要になるから税のほうではこれだけ予算化してくださいと、そして、滞納繰越分では長江収納管理課長のほうで今どれだけ入りましたというふうに私は説明してもらいたかったんです。そこ辺のところはいかがですか。お2人、立派な課長さんが2人見えていらっしゃいますから、説明をしていただきたいと思います。

それから、繰越明許費の3回目の質疑に入ります。

道路橋梁費2億8,184万3,000円、都市計画費1億8,960万1,000円は、用地交渉のおくれ、県との調整、追加要望分等の理由となっておりますけど、地権者との用地交渉、移転補償交渉、契約後の移転先の公報の検討等に時間を要したためというふうに繰越明許の理由が答弁されました。

ここで、部長と最後に市長にお尋ねをいたします。各係担当職員のこういうふうにおくれるわけですから、人員は足りているのかどうか、専門職の配置はどうなのか、各係、担当職員の配置、人員は足りているのか、そのことをお尋ねをいたします。

税のほうから答えてくださいよ。

○総務部長(谷山昭平君) 先ほどの質問の件に関しまして、担当課長に答弁をさせます。

○総務部収納管理課長(長江一郎君) 収納管理課の長江と申します。

先ほど小野次長が答弁いたしましたように、1月末現在の予算では8,950万でした。

しかし、我々が滞納整理、滞納処分を厳正にやっております、収納率が伸びております。

したがって、1月では1億円以上の収入済みがありましたけど、2月末におきましても、2月分として2,000万ほど伸びておりますので、2月末現在でさっき申しましたように1億2,380万程度の収入増になっております。徴収率にして19.3%、前年度と比較しまして約4%弱伸びております。

したがって、それによりまして小野次長が答弁いたしましたように、今回の補正増のということで補正をしております。

以上です。

○市長(笹山義弘君) 先ほど部長が答弁いたしましたように、そういう種々の事情で繰越明許をお願いしているところがございますが、この用地交渉等のことにつきまして、進捗状況を私が伺いましたところ、少しおくらしているという状況がございました。したがって、私も2回ほど地権者に出向

いてお願いをしているところであります。

この業務につきましては、職員昼夜を問わず当たっているわけですが、なかなか地権者の皆様方のご事情もあるということでもあります。

そういうことで、そのことにつきましては、全庁的対応で一応かかるようにということで、私もみずから出向いてお願いをしているところでございます。

この期限内に業務をするべく、済ますべく努力はしているものの、相手のあることですので、なかなかその辺が難しかったということが事情でございます。

今後は、その辺をしっかりと部・課だけのこととはせず、全庁的対応を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（兼田勝久君） これで田口議員の質疑を終わります。

次に、15番、堂森忠夫議員の質疑を許します。堂森議員。

○15番（堂森忠夫君） 議案第14号始良市移住定住促進条例制定の件について、質疑の要旨①第5条、第1号及び第2号において、基準日以後、平成27年3月31日までとなっているが、その理由を示せ。

②第5条、第5号、規則等で数年間は推進に協力的な活動内容を自治会長から承認をいただいた文面等を証拠に保存するなど、検討会で論議されたのか問う。

③第7条、審査会のメンバー構成内容を示せ。

④第8条、補助金の対象地区に住所は移動したが、数年後に住所はそのまま、市外で生活をする世帯が発生する可能性があるが、その対応を問う。

⑤第9条、補助金受給者に対して、物件写真等の書類提出の義務を求めるような審議等はなかったのか問う。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堂森議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第14号始良市移住定住促進条例制定の件についての1点目のご質疑について、出水の議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

平成27年3月31日までの期間とした理由につきましては、総合計画の中で前期戦略プロジェクトとして、地域活力の向上を目的とした即応性のある支援策を掲げており、人口8万人を目指し、また、あわせて児童数の減少が続く小学校の存続を図り、地域が活性化する即効性のある施策として3年間実施する予定としております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

補助金交付要件として、地域の活性化の推進に協力する意思を有する者とし、自治会加入をされ、さらに地域活動を積極的に行うなどの誓約書を要件としていますが、活動内容についての報告につきましては定めておりません。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

審査会のメンバー構成につきましては、副市長、総務部長、建設部長、企画部長等の関係する職員での構成を考えております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

条例第8条に規定しておりますとおり、市内での生活の実態がなくなった場合は返還を求めることとなります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

補助金の申請時における写真等の添付書類などの細目に関する事項につきましては、規則に規定する予定であります。

以上、お答えいたします。

○15番（堂森忠夫君） この条例を見て、ああ非常に希望が持てるなど、楽しみにしたわけですが、我が永原校区においては平成5年に複式学級になって、それから地域の危機感を訴えて、こういった条例等ができればなど望んでおったわけですが、3年間という、ここがすごく私にとっては気になりまして質疑をすることにいたしました。

人口8万を目指す即効性のある分野でという、言葉は非常にいいんですけども、この3年間で今からつくる、今まで難しかったものをここでつくるわけですので、3年間ですぐに実績が出るかと言った時に非常に難しいんじゃないかなと思いますので、この3年間と決めたのがちょっと問題だなと思ってるわけです。

ですので、市外から来られた方に対して200万円ですか、非常に優遇されたと思うんです。これを、こういうのは3年ぐらいにして、後、条例だけは継続して、もう少し中身の整っていくように、住宅環境、住宅増改築補助金ですか、これにおいて、こういう分野だけは市内に住む人も、山村地区から始良地区には大分住んでいらっしゃる方はおられると思うんです。加治木の下場においても、上場地区から大分住んでいらっしゃる方がおられます。ふるさとに帰って農業をしながら兼業農家をする、そういったスタイルができればすごく安定的な地域づくりができると思うんです。

ですので、この3年で切るんじゃなくして、3年後に見直しをすると、そして不正のないように地域の活性化に取り組みれるようなスタイルをとれなかったものかなと思ってるんですが、今からつくるわけですので、また今後十分な検討の余地もあると思うんですが、それについてちょっと答弁のほう求めたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

3年間としたのは、やはりこの条例の目的達成に向けた努力の促進と事業の効果、それから必要性の見直しも当然しなければならないと考えているため、対象期間を3年とし、その後に事業の効果などの検証を行い、見直しをする計画でございます。

また、行革大綱の中にも、補助金については3年間をという文言もございますので、そういうことで3年とした次第でございます。

○15番（堂森忠夫君） 今からこの分野、この条例においては委員会で付託されておりますので、十分に審議なされると思いますので、質疑としてはではなくして要望的に述べたいと思いますが、今、部長が述べられましたので、ある程度納得はできましたので、住宅の増改築においては、ぜひ市内に山村地区の人たちがこの始良市地区、町場に住んでいる人たちが、実家に帰ってふるさとで活動できやすくするためにも、そういった条例のできるように要望して終わりたいと思います。

○議長（兼田勝久君） これで堂森議員の質疑を終わります。

堂森議員と重複している質疑者が出水議員です。重複してる項目について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで堂森議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、12番、出水昭彦議員の質疑を許します。

○12番（出水昭彦君） それでは、議案第14号につきましてお尋ね申します。

さきの提案理由の説明では、市内の中山間地域では少子高齢化が特に進んでおり、その対策として本市外から転入してきた方にそれぞれ助成するというございます。

これを受けまして、第1条、目的の中、また第2条、用語の定義の中で、本市外からの転入を明確に定めてございますが、本条例の制定の意義を考えますと、①始良市内居住者でも対象地域外からの転入であれば趣旨に沿うのではないかと、②対象地区に住み続けてきた方、対象地区を支えてきた方々が新築等をする際は助成するべきではないかと等の、今回、提案前の検討はなされたかと。

次に、第2条第2号の市外に2年以上転出後という再転入の規定を設けた理由はいかがかと。

3番目、第3条、補助金の内容、別表第1（1）少子高齢化の対策とすれば、対象者が65歳未満としてある理由はいかがかと。（2）子ども補助金については、本補助金を支出する際の必要要件ではないかと。

最後になります。第4条、補助金対象地区、地域、この中、別表の第2表、これで見ますと竜門、三船小、小学校区につきましては子ども補助金のみとした理由は何かと。

以上、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 出水議員のご質疑にお答えいたします。

議案第14号始良市移住定住促進条例制定の件についての1点目のご質疑について、安田議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

市全体の人口増を図る目的に、本市外からの移住を促進するための施策として、また、県内の近隣市町においても同様の施策を行い、都市部からの移住者を対象とされていることから、本市でもUターン、Iターン者への支援策として実施するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

転出、再転入の期間については、本条例では不正受給を防止する観点からも、転出してから2年後を該当者と定めております。

3点目の1番目のご質疑について、新福議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

対象者を満65歳未満とした理由は、団塊の世代の移住も視野に置いており、特に都市部からのUターン、Iターン者への支援策を行うことにより、人口増や地域の活性化が図られるものと考えております。

2番目のご質疑についてお答えいたします。

さきに申し上げましたUターン者等を視野に入れた施策であり、子ども補助金は住宅等取得補助金とは別に設けてあります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

補助対象地区については、集落の維持・存続が危惧される中山間地域等に位置し、少子高齢化が特

に進んでいる小学校区としております。竜門、三船小学校区につきましては、現在、各学年1クラスずつであり、学校をさらに活性化するために子ども補助金のみとしております。

以上、お答えいたします。

○12番（出水昭彦君） 1番目の①、②と書いてございますが、①につきましては、ご答弁の中で出てきてはおるわけなんです、②の対象地域外に住み続けてきた方、その方に対する助成というものに考えての検討についてはご答弁が少しないようだと思います。これは、2回目のご答弁でいただきたい。

今回、この1番目の、先ほど同僚議員も申されましたが、市内におられるご子息が地元に戻られてお家を求められる、そういうことの促進には今回の条例がなり得てないというふうに見受けられます。その視点というのが、今回の条例を上程される際に検討がなされてきたのか、市外からの直接的な、始良市としての人口はふえることでありましょうが、中山間地域の振興という部分で考えますと少し視点が欠けたのではないかと、ここに対する検討の経緯を再度、ここはお伺いしたい。

次の、2年以上転出というものの部分に関しましては、今言った趣旨のものを踏まえておりますと、この条項も必要なかった部分でございますので、1回目のさっきの中山間地域の振興策ということの検討でお答えいただきたい。

次です。3番目。少子高齢化対策としたら、対象者が満65歳未満としてある理由。この中のご答弁では、市外に出られた団塊の世代のUターン、Iターン者を始良市に戻っていただいて、居を構えていただくという、この趣旨はわかるわけなんです、まことに申し上げにくいわけですが、さきの本会議で国保税の値上げについて値上げを議決しました。その中で、値上げを認めざるを得ない状況に国保会計があるというふうに見受けました。

その要素の1つにつながる、要するに国保会計が厳しいのはそれを担う方々が少ない、けども支出側の高齢者がふえる、多いという、そういう制度的な欠陥があるわけです。その中で、それを促進するような条例に今回のものになっているのではないかとということも加味して検討してきますと、今回、団塊の世代の方々が帰ってきていただくにはよろしいわけですが、そこに本条例の補助金までつけてということになると、少しその辺の検討というものもなされていたのかという疑義が生じます。そこをお伺いいたします。

竜門、三船小学校を子ども補助金のみとした理由につきましては、1学級ずつということで、学校としては存続の危機にあるというまではないというふうに見られておられるかとは思いますが、決して始良市内の他小学校区を見ましても、特段条件がよいわけではございません。この条例の趣旨でいきますと、まだそこまで至らんからよいというふうには見えますけども、やはりそこも至る手前で処置をするという考え方はなかったのか。すべてそれらの検討がなされたかにつきまして、2問目のご回答をいただきたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまのご質疑についてお答えいたします。

3番目の竜門、三船小学校以外のすべての小学校の検討については、担当課長が答弁いたします。

まず、議員仰せの対象地域に住み続けた方、地元いらっしゃる方が帰ることについて便宜を図らないのかということですが、今回、やはり人口増という視点もございませう。

それから、これを検討するときには、当然そういう意見もございました。そういうことで、県内の

いろいろな自治体の状況等も検討しました。特に隣接の霧島市等も考慮してみますと、やはり転入者ということの視点についての移住定住がほとんどでございます。

そういうことで、財政的な面を含めまして、今回は転入者に限るということにした次第でございます。

それから、2点目の国保会計に対する影響でございますけれども、当然そういう世代の方ではございますが、やはり少子化対策ももちろんですけれども、地域に帰っていただく地元の方がUターンあるいはIターンで帰っていただくことによって地域が活性化するという視点でございます。

特に県内におきましては、鹿児島県では60歳から64歳の方が589人と一番転入が多いです。そういうことで、やはりこういう方々も呼び込むというのも政策として必要ではないか。それから、隣接の霧島市さんもそういうことをしてますので、やはり地域間競争という面もございますので、そういう年齢層も設けた次第でございます。

以上でございます。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） 企画政策課の諏訪脇です。よろしくお願いいたします。

竜門小と三船小の住宅取得の補助のことでございますが、地域の活性化を図る上で小学校の果たす役割は非常に大きなものがあると考えており、小学校の維持・存続を図ることは重要であるということでこの制度設計をする中で、部内のほうで検討しております。

そのため、現在、先ほど議員のほうからもありましたが、竜門と三船は各学年1クラスずつでございます。その小学校で子どもの数をふやすことが重要であるということで、竜門と三船小の転入者に対しても補助するというふうに決めております。

また、現時点での平成24年度の各小学校区での年齢別の人口数で見ますと、対象とする竜門、三船以外は、平成29年度までは10人以下というふうになっております。竜門小のほうはその期間で12人から15人、三船小が6人から19人と、いずれの地域も大変厳しい状況であります。竜門、三船小校区については当分の間子ども世帯へ支援することにより複式化が食い止められるのではないかと考えております。

以上でございます。

○12番（出水昭彦君） 私が質疑いたしました点につきましては、担当で今回検討がなされてきたという経緯は十分理解できました。そういった中で、先ほどのご答弁の中で、地域間競争ということが言われましたが、地域間競争で横並びではなく、もう一歩先んじたという考え方を今後ぜひ取り入れていただきたいというふうに考えますが、その点に関しましてはご答弁を再度いただきたいと思っております。

○市長（笹山義弘君） 今回の条例制定に関しまして、この新生始良市でございますが、課題はいろいろある中で、この市内の格差をなくすということも重要であろうというふうに思います。均衡ある始良市の発展ということを願った場合に、中山間地域についてはそのようないろいろな課題があるということでもあります。

そういうことを受けまして、今回、このような条例をお願いしているところでございますが、このことは、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたように、まずこれをよく知っていただい

て、そしてうまく活用いただくことによりまして、市外からの転入を図りたいと、人口増。

それと、やはり地域の活性化をしたいということで65歳未満のことについて少し危惧されるお声があったようでございますが、こういうところに帰って住んでみたいという方は健康でそしてやる気のある方々ですので、そういうことを考えましたときに、この地域が平均年齢にしますと70代、80代という地域が多いわけでありますから、そういうことを考えたときに、その中に若い人が帰ってきてくれたということで、地域も大変歓迎くださるだろうということを考えております。

そういう意味で、このことはしっかり政策を皆様によく知っていただき、活用いただくことを図りながら、この3年間の中でいろいろな課題があるとすれば、そのことを次の延伸をするとすれば、そのときでお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（兼田勝久君） これで出水議員の質疑を終わります。

出水議員と重複している質疑者が安田議員、新福議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○4番（安田 久君） ただいま堂森議員、出水議員の質疑が続いておりまして、大体出尽くしたかなという感はしてるんですが、2点ほどお聞きをいたします。

まずこの、ちょっとダブることになるかもしれませんが、この条例制定の目的は2つ考えられると、私はそのように把握しております。1つは将来人口8万人の取り組みのために市外から呼び込もうじゃないかというのが1つ。もう1つは、集落の維持・存続が危惧されるこういった地域へ移住定住を促進して、地域の活性化と小学校の存続を図ること、この2つの目的のうちどちらが切迫しているというふうに市長はお考えでしょうか。

小学校の維持・存続のために我が始良市は特認校制度あるいはその他の制度まで実施をしておるわけでございます。今回、市長のご提案はいわゆる一石二鳥をねらってこの条件の補助金は適用ということでございますが、市外からの純増だけを目的にして、過疎化だとか限界集落だとかいろいろ言われておりますが、そういうことに本当にその明るさが見えてくるのでしょうか。

私は、市内のこれ以外の対象地区から、先ほどの出水議員の質問にもございましたけれども、そういった方々にもぜひこの過疎についての状況を打破するためにも、ぜひこれは広げていくべきだと私は思うわけですが、先ほどとダブることになるかもしれませんが、再度市長の答弁をお願いいたします。

それからもう1点、来年度予算で1,650万円の計上があります。これで大体何世帯、何人ぐらいを想定されていらっしゃるのか。それから、3年間実施をしていくということでございますので、幸いにも1年目からこの1,650万を超すような状況になった場合、募集をどのようにされるおつもりかお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 補足する点は担当に答弁させますけれども、今、人口流入とそれから存続が危ぶまれる地域とどちらを優先するのかということでございますが、私といたしましては先ほどお答えしましたように、始良市はありがたいことにしばらくは人口は微増ということではありますが、そのことは下場、俗にいう下場、こちらのほうに人口が集中する傾向で続くということを思います。そうい

う中で、過日まちづくりフォーラムで講師のお話を聞きました。そういう中で、集落に四、五十軒、そういう活動する方が帰ってこられることによって、相当の地域が活性化するということもありましたので、そのことを改めて意識したところであります。

したがって、そういうことから、こういう施策をすることによりまして、町場ではない中山間地域を見直していただいて、そういうついの住みかとしての意識を持っていただくということが、というふうになればありがたいというふう考えているところであります。

○企画部長（甲斐滋彦君） 2点目の転入世帯の効果と申しましょうか、予想についてお答えいたします。

予算額が、議員仰せの1,650万円でございますが、予想として新築が3件。

○4番（安田 久君） すいません、もう一度お願いします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 新築が3件、それから中古が4件、増改築が4件、それから子ども補助が15件、そういうことで、世帯の人数としましては、66名を想定しております。

それから、25年度からは、また予算を少し上げていただきまして、25、26まで3年間で68世帯の200人を予定しているところでございます。

○22番（新福愛子君） 私も重複部分ですけれども、対象者が満65歳未満としてある理由はということでお尋ねしております。

あらかじめ理解はできたところですけれども、今、年金受給開始を65歳からという形で、定年の60歳からその間をどのようにして経済をつないでいくかということではちょっとしたアルバイトをされたりとか、そういったご努力をされながら65歳をお迎えになられる方々が多いかと思えます。

そうしたときに、65歳になったときにはじめて家を考えられる。そこで逆算しながら、早くからご計画もされてるかと思えますけれども、この1年ずれたとき、例えば65歳未満ということは64歳までですよね。65歳になって建設の関係でちょっと転入がずれ込んでしまったりとか、そういった考えると、65歳未満というのは現実的にもうちょっと猶予があったほうがいいのではないかなと、私は個人的に思ったんです。

それとあと、今、アンチエイジングではありませんが、昔の60歳と今の60歳っていうのは非常に違いますよね。皆さん、非常にお若いです。大体年齢の8掛けぐらいで想定してもいいぐらいの今世の中になっているようでございますし、あと平均寿命もどんどん延びる感じがございます。ですから、やはりこの65歳未満というところがどうなのかなと。65歳超えていたとしても、ふるさとにお帰りになってまたIターンという形で、始良に住みたいという形で都会から転入していらっしゃる方が、余力を考えると十分活躍していただけるのではないかな、この地方での生活をエンジョイしていただけるのではないかなということも、今後の世の中の流れとしてイメージいたします。現に、当局側に見えるこの議場の、議会側のお席も、65歳以上の先輩議員たくさんいらっしゃいます。とてもお元気で、地域の中で中核となって活躍していらっしゃいます。この65歳っていうところがもうちょっと幅を持たせた検討をすべきではなかったかなということはどうしてもぬぐえないわけですが、確認のためにもう一度ご答弁をお願いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまのご指摘にお答えいたします。

まず、基準につきましては、議員仰せの点もございますが、やはり基準というのはいどこかで切らないといけないと思います。例えば、4月1日からの転入ですので、3月31日転入した方は対象にならない、そういうのがございます。

それから、議員仰せのとおり65歳以上を超えた方でも非常に元気な方もいらっしゃいますし、市長が言いましたように十分地域でも活躍されることと思います。

そういうことで、この年齢についてはいろいろと検討がなされたわけですがけれども、県内のやはり自治体の例なんかを参考にしまして、やはり65歳未満ということで、財政上の観点等もございまして、した次第でございます。

以上であります。

○22番（新福愛子君） はい、結構です。

○議長（兼田勝久君） これで出水議員との重複項目の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。10分程度。

（午前11時07分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時15分開議）

○議長（兼田勝久君） 次に、23番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 質疑を3問いたしたいと思います。

議案第13号始良市環境基本条例制定の件でございます。

この件につきましては、第10条、施策の設定等に当たっての配慮において、環境基本計画との整合を図りと条文化されていますが、現在、環境関係の施策でどのような事業等が、市条例が必要と考えているのか、まずもって問います。

次に、議案第20号始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件、この件につきましては、今回の改正に伴って、居住の安定化を図るために障害者基本法に基づいた市営住宅の設備が整っているのかどうか、その対策について伺いいたします。

次に、議案第23号平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）につきまして、まず補正予算書60ページの児童措置費7,718万円の減額の理由と対象者をおのおの項目ごとにお示しください。

次に、補正予算書78ページ、商工振興費の市企業立地促進補助金6,005万円の減額の理由を具体的にお示しください。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑についてお答えいたします。

ご質疑のうち、政策的答弁については私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

議案第13号始良市環境条例制定の件についてのご質疑についてお答えいたします。

本条例は、市の方針として施策の策定等に当たっては、環境基本計画との整合と環境負荷の低減を配慮するよう定めたものであり、具体的な市条例の制定については、今後環境基本計画を策定した後のこととなると考えます。

現在、環境保全のための規制を定めた条例として、環境美化条例がありますが、今回、国立公園に指定されること等を踏まえ、自然環境保全のための条例制定も施策の1つであると考えます。

議案第20号始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

市営住宅の整備に関しましては、低所得者用、定住促進用、地域の活性化用などの住宅を供給しておりますが、障害者基本法による特定目的の住宅整備は行っておりません。

現在整備している市営住宅は、バリアフリー新法や鹿児島県福祉のまちづくり条例等関係法令に基づき整備しております。

今後とも、障がい者等に配慮した住宅整備を進めてまいります。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第23号平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

平成23年度の子ども手当の当初予算の編成において、3歳未満の子どもの手当の月額を1人当たり1万3,000円から7,000円増額して2万円とする改正法案に基づいた予算を計上いたしました。

この子ども手当を増額する法案は平成23年3月に廃案となり、23年9月末日までには子どもの年齢にかかわらず1人当たり1万3,000円を給付し、23年10月から24年3月末日までは3歳未満の子どもは1人当たり1万5,000円、3歳以上の子どもは1人当たり1万円とする子ども手当法による給付をいたします。

平成23年度の子ども手当の給付につきましては、2度にわたって手当の額を変更する法律改正がありました。本年度の給付額の所要見込み額が明らかとなりましたので、3歳未満の被用者子ども手当1,293人分の不足額1,380万1,000円、また、3歳未満の非被用者子ども手当335人分の不用額1,553万円、小学校終了前の被用者子ども手当4,346人分の不用額5,711万3,000円、小学校終了前の非被用者子ども手当1,309人分の不用額1,675万6,000円、3歳未満の特例給付子ども手当7人分の不用額158万2,000円を補正するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

市企業立地促進補助金につきましては、対象事業所として九州新進株式会社、株式会社飯塚製作所の2社を予定しておりました。

しかし、東日本大震災の影響等により、操業開始が大幅におくれたことなどから、補助金の交付については平成24年度に申請する旨の申し出がありましたので、今回減額補正をするものであります。

以上、お答えといたします。

○23番（湯川逸郎君） 2問目を質問いたします。環境基本条例の制定の件についてお伺いいたします。

先ほどの答弁の中では、国立公園等に指定されるなどを踏まえると、自然環境保全のための条例制定も施策の1つであると。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。

（午前11時23分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時24分開議）

○議長（兼田勝久君） 質疑を続けます。湯川議員。

○23番（湯川逸郎君） 先ほどの環境基本条例制定につきまして、もう1回言い直します。

先ほどの答弁の中では、国立公園に指定されてるといふ、踏まえて、自然環境保全のための条例制定も施策の1つであるといふような答弁がなされましたが、実は私のほうもこういうものを踏まえて、今後、環境関係の施策で市の特性を生み出すための特性と課題は何で、目指す市の環境の姿はどのように取り込まれる考えかをお伺いいたします。

次に、市営住宅条例の一部を改正する条例の件につきまして、2問目は、答弁の中で、今後も障がい者等に配慮した住宅設備を進めてまいりますといふことで書かれております。私のほうも、実はこういうものをお聞きしたいといふことで、2問目は、市営住宅が現在何棟あり、今回の条例改正で、じゃあ障がい者を受け入れる施策として、施設として、本当にこれは十分なのかをお伺いいたします。

次に、一般会計の補正予算につきましては、児童措置費の7,718万円につきましては、国の法改正に伴うものでございましたので、答弁の2問目はいたしません。

次に、商工振興費の市企業立地促進補助金の件につきまして、23年度の当初計画では6,045万円計上されておりましたが、今回、40万円が執行されて、何かされておると思います。また、いいですね。40万円が執行されていると思いますが、その内容についてお伺いいたします。

以上です。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

始良市が目指す環境についてといふことでございますが、一番といいますか、目標は環境への意識が高い人の、人づくりといいますか、そういうのを考えており、そのためには子どもたちへの環境教育を推進し、それ以上に大人の一人ひとりの環境への意識を高め、全市一体となった取り組みが大切になると考えます。

そのため、環境に関する情報提供、情報交流などを進め、関係団体と連携して、学校教育、社会教育などの場における学習等を進め、環境への意識が高い人づくり、地域づくり、それが広がればまちづくりへとつながっていくといふふうに考えております。

そういったことで、今回の条例制定を設け、そしてその中で環境基本計画を策定していくといふ考えでございます。

以上でございます。

○建設部長（大園親正君） 今後の住宅の整備につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 建築住宅課の梶木です。お答えいたします。

現在、市営住宅は1,453戸管理しております。既に、現在の条例の中でも、障がい者等入居できるようになっておるわけでございます。現在、122人、113世帯の方が既に障がい者の方が入居されております。

以上でございます。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

40万円の差額につきましては、雇用補助金といたしましてNBCメタルメッシュのほうに2名分、20万円掛ける2名の40万円を支出しております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 環境基本条例の件につきまして、3問目をお尋ねしたいと思います。

実は、私も以前環境基本計画を作成につきまして、いろいろと勉強させていただきましたが、このような厚いものをつくる前提でこの基本計画はと、基本条例は定められるのではないかと考えております。

そこでお尋ねいたしますが、今回の市環境基本条例を制定されて、じゃあ何を重点的に、先ほど私が言いましたのは特性と課題でしたから、今度は重点的に何を目的としてこういう基本計画をつくるには、その方向性が定まろうとしているわけです。素案の中では、恐らく条例を前提にして計画されると思いますが、そのように考えましたときに、重点対策がどういうもので、どのように受けとめているのか、そういうものを述べていただければと思っております。数的なものは、この基本計画の中で出てきませんので、構想としまして市長のほうにもお伺いします。担当者の考えをお聞かせください。

それと、市営住宅条例の件につきましては、先ほど答弁で市営住宅が1,453戸、障がい者的な方が122人、113世帯入居していらっしゃるということで、市営住宅となりますと大変古いのが多いわけですが、そうした場合に、今回、障害者基本法に基づいた市営住宅の整備をなささいということで、入居者を選定なささいということですが、市長のほうの許可の範囲において云々という情報が入っておりますが、実際市営住宅の設備の中で、階段、スロープ、エレベーター等の設備対策が本当にこれから先進むんだらうかと、私は懸念しているところですが、今後の、今のこういうものは鹿児島市、あるいは市の大きな市営住宅等につきましては、県営におきましても、エレベーター等がついております。確かにこれは階層によって違うわけですが、3階以上はどうかという制約がありますが、こういうものでありますと、現在の市営住宅はもう3階以上、4階というのがあるわけですが、今後そういうものの居住の安定化を図る対策は本当にどのように考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。これは、市長のほうもお答えいただきたいと思っております。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

重点的方向性、目的ということで質問されましたが、環境への負荷の低減ということで考えたときに、まず水質の汚濁防止、騒音の防止、地下水の保全、化学物質対策、エネルギー、二酸化炭素等の排出抑制、そういったもの等が考えられますが、重点的施策については今後計画書を策定したその中で、その後、いろいろ施策の重点目標ということで考えられていくものと考えております。

以上でございます。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 既存公営住宅のうち、議員仰せのとおり古い住宅等につきましては、最近のバリアフリー新法、それから福祉のまちづくり条例に外れる、それを、要件を満たしていない住宅もあります。現在策定中の始良市営住宅長寿命化計画の中で、今後年数の古いのにつきましては用途廃止、建てかえ、それから既存の住宅で改修等に耐える住宅につきましては、改修をする計画を今策定中ですが、その中でバリアフリー新法それから福祉のまちづくり条例等に合うような改修を計画しているところでございます。

以上です。

○市長（笹山義弘君） まず、始良市環境基本条例制定に対しましての考え方でございますが、種々の条例も今あることでございますが、何といたしましてもこの始良市に居住なさっている市民の皆様が、この始良市をこよなく愛していただく、そしてその環境をいつまでも大切に思う、そういう心を養っていく、培っていくということが何といたしましても大事だろうと、このことを条例を制定することによりましてその計画段階、そしてその条例を広く知っていただく中で、そのような心の涵養が図れればというふうに考えております。

また、住宅、身障者の方々に対する住宅施策でございますけれども、福祉部を中心にいろいろと身障者の方々に対するいろいろなケアということについては、いろいろな施策が現在図られているところでございます。

それらの、従来行っております施策と連携しながら、そういう方々に対しても十分な手当てができるように、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（兼田勝久君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、4番、安田久議員の質疑を許します。

○4番（安田 久君） 議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件について質疑をいたします。

この条例の中に、第5条の補助金の交付を受けることができる者の第5号に、「地域の活性化の推進に協力する意思を有する者」とありますが、この5号は条例に必要ですか。そこに住宅を求め、居住をすればいいのではないのでしょうか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 安田議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件についての2点目のご質疑についてお答えいたします。

本事業は、中山間地域の活性化と均衡ある発展を図り、豊かで活力に満ちた、持続可能な地域づくりを推進することを目的としております。

そのため、条文化することによりまして、地域活動に積極的に協力をしていただくことを期待しております。

以上、お答えといたします。

○4番(安田 久君) ただいま答弁をいただきましたが、私はこの制度自体、非常に大変すばらしい条例を制定されることになることについて、反対するものではありません。大変すばらしいことだというふうには納得をしておりますが、どうも少しすっきりしないところが一・二あるものですから、先ほどから質疑をいたしております。

まず、この補助金交付は、次の各号のいずれにも該当する者をいうということで、1号から6号まであります。この5号以外は基準日とかあるいは期間、それから65歳以下の年齢規定、それから市民税等の滞納がない者など、物理的に当然だれもが理解し、十分納得できる条項でございます。

この5号「地域の活性化の推進に協力する意思を有する者」、この意思確認には先ほど答弁の中で、誓約書で自治会加入と地域活動を要件とする旨の答弁が、堂森議員への答弁でありました。

私どもが過去に一般質問などをやります。自治会未加入問題などを取り上げますと、自治会は任意団体でありまして、加入をそこまで強制することはできませんというような答弁が、必ず執行部からは返ってきております。

今回はあえてそのことをやろうとしておられますが、そのことを誓約書等でやることについて、何か不都合が起きるようなことはございませんか、お聞きをいたします。

○企画部長(甲斐滋彦君) ただいまのご指摘にお答えいたします。

従来、自治会加入についていろいろ判例等がございましたけれども、今回弁護士のほうにお伺いしましたところ、23年の1月14日に最高裁の判例がございまして、公益上の必要性がある場合は広い自治体の裁量が認められるということで、自治会の加入を補助の目的とすることが必要であれば、政策判断として自治会加入が条件とすることについては、直ちに違法ではないという見解もあるということで、今回はあえて踏み込んで、誓約書の中に自治会加入をすることを条件とし、地域の活性化に資するという旨の誓約書を出していただくということで、多額の補助をするわけですので、条例の目的に沿うような形での意思確認をしようとするものでございます。

○4番(安田 久君) 私の疑問はこれでこの件についてはすっきりいたしました。そういった判例等で変わったということでございます。それは了解です。

もう1点、質問をいたします。

第8条で補助金の返還命令が規定をされております。この5号の「地域の活性化の推進に協力する意思を有する者」では誓約書を取り交わし、しかしその誓約書の中身では地域の活動内容についての報告につきましては定めておりませんという、契約書の内容が先ほど伝えられました。何か極めてあまい気がするわけです。

もし、移住されてこの補助金を受けられた、そういう方々がこの5号の文面に触れるような状況がもし露呈されたということになりましても、補助金返還命令までは出せないような気がするわけでございます、人情的に。地域の協力の度合いをだれがどう判断をされるおつもりですか。

この5号の条文につきましては非常にあまい表現であって、こういった状況が条例に規定されるというのは、私はどうかと考えますが、再度ご答弁いただきたいと思っております。

○企画部長(甲斐滋彦君) ただいま議員ご指摘のとおり、非常に5年間という間に地域で貢献したかという評価については難しいところでございますが、地域に転入した方々の世帯は奥さんであったり、

子どもさんであったり、いろんなそういう世帯全員の活動にもよるかと思います。

そういうことで、今回の誓約書の中ではまず第一条件としては、自治会加入に入るということを条件としておりますので、その方々の地域の活動に期待しているところでございます。

○議長（兼田勝久君） これで安田議員の質疑を終わります。

次に、22番、新福愛子議員の質疑を許します。

○22番（新福愛子君） 私は議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件について質疑いたします。

既に、多角的なあらゆる視点での質疑が済んでおりますので、とりあえず通告させていただきまして3点のうち2点について質疑をさせていただきます。

1点目、子ども補助金の区分を「小学生以下の者を扶養する」という根拠をお示してください。

2点目、条例の制定により、どのぐらいの効果、具体的には人口増ですね、を見込んでいるかを伺います。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 新福議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件についての2点目のご質疑についてお答えいたします。

子ども補助金の区分を「小学生以下を扶養する方」としておりますのは、中山間地域等では少子高齢化が特に進み、同地域の小学校の維持、存続も大きな課題となっていることから、「小学生以下の者を扶養する方」といたしました。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

効果につきましては、本事業は総合計画の中での3年間の前期戦略プロジェクトとの施策として実施する予定としており、予算上では各年度約70人、3年間の合計で約200人を目標としておりますが、その方々が地域を支えることで多大な効果が生まれることを期待しているところであります。

以上、お答えいたします。

○22番（新福愛子君） 結構です。

○議長（兼田勝久君） これで新福議員の質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。午後の会議は1時10分から開会いたします。
(午前11時47分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時07分開議)

○議長（兼田勝久君） 質疑を続けます。

次に、13番、里山和子議員の質疑を許します。

○13番（里山和子君） 議案第15号 始良市民農園条例制定の件について質疑をいたします。

区画使用の原則のところ、（1）ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでないがありますが、どのような場合を想定しているのでしょうか。

（2）市民農園で農業をする市民は、農業に対する知識の少ない方々が多いと思われませんが、市民の相談にのるベテランの農業指導員を配置する必要があると思います。条例の中につけ加えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、議案第24号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について質疑いたします。

直近の数字で、国保税の滞納者数、滞納額、滞納率をお示ししていただきたいと思えます。短期保険証、資格証明書は何世帯、何人ぐらいに配られているか伺います。

資格証明書の方で緊急に病気で市役所に相談があり、保険証を発行する事例が最近は多いと聞いておりますけれども、どのくらい発生しているのか伺います。差押えの状況はどうなっているか伺います。

次に、議案第33号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について伺います。

保留地の処分状況について、4区画、749.86m²、2,636万607円との報告がありますが、売れ残りの保留地はあと何区画、何m²、金額は幾らぐらいあるのでしょうか。売れ行きが悪そうですけれども、今後の見通しと打開策について伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑についてお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁は私から、予算的答弁につきましては副市長がお答えいたします。

議案第15号 始良市民農園条例制定の件についてのご質疑についてお答えいたします。

条例の中では、1世帯または1団体につき1区画と規定しております。ただし、ただし書きにつきましても、区画に余裕がある場合において保育園や幼稚園等の団体での利用を想定しております。

また、農業指導員については、特に条例等に規定する考えはありませんが、市民の方々の作物栽培等に対しての指導については、市内の有機農業者組織と農政コーディネーターへ指導を依頼しているところでございます。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第24号 始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてのご質疑についてお答えいたします。

国保税の滞納状況については、平成20年1月末の実績で滞納繰越し世帯数1,127世帯、滞納者数1,148人、滞納額5億2,826万円、世帯数に占める割合率は9.9%、被保険者に占める割合は6.1%となっております。

短期保険証の発行世帯は703世帯、資格証明書の発行世帯は298世帯であります。

また、資格証明書の方で病気等を理由とする特別事情により、短期保険証を交付した世帯は34世帯であります。

なお、差押えをしている延べ人数は367人で、累計滞納額は5,105万7,000円であります。

議案第33号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてのご質疑についてお答えいたします。

始良都市計画事業、帖佐第一地区土地区画整理事業は、昨年10月7日に換地処分を行い、それまで売り出していた一般保留地は市の普通財産として所管がえを済ませ、始良市の登記も終わっております。

換地処分までに処分できなかった保留地は、区画数で55区画、面積で約1万3,700m²、金額で約5億5,600万円となっております。

今後の見通しと打開策につきましては、区画整理区域内に小学校建設が予定されていることや錦原線の跨線橋の供用開始、宮島線の完成に伴い、地域の利便性が向上し、不動産需要が見込まれるものと思っております。

今後市ホームページへの不動産情報の掲載や定住促進広告など、活用できる宣伝媒体を通して情報を提供しながら販売に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○13番(里山和子君) 市民農園のほうからお伺いいたしますが、今後、加治木や蒲生地区でも市民農園をつくっていかれる計画があるのかどうか。それと、始良地区でも市有地がありますけれども、その空き地を市民が勝手に耕している例もあるようですけれども、そういう市有地を今後集めて市民農園化していく計画はあるのかどうか伺います。

それから、農業指導員についてですけれども、農業指導員と農政コーディネーターの違いを明らかにしてください。それと農政コーディネーターの賃金が305万2,000円組まれているようですけれども、これは1人分の賃金なのか、2人分なのかお知らせください。

次に、国保税の滞納の問題ですけれども、徴収率は幾らに、24年度2月末で徴収率は幾らになっているのかどうかということ、調整交付金はなくなっていると思うんですけれども、いつなくなったのかということ、調整交付金がカットされた年度は何年度で、幾らぐらいのカットの額、総額になっているのかということをお知らせください。

それから、短期保険証のことですけれども、月額徴収額でいいんですけれども、多い方ではどのくらい収納され、徴収しているのかどうかですね。少ない方で幾らぐらいなのかお知らせください。

それから、給与の差し押さえもされていると思うんですけれども、差し押さえの延べ人数が367人とありますけれども、これ何人ぐらいで幾らぐらいの給与の差押えがされているのかということ、それから一番多い人で何か月分ぐらい差押えられているのか、月に多い方で幾らぐらいのこの差押えを行っているのかどうか、そのあたりをお知らせください。

それから、3番目の土地区画整理事業ですけれども、保留地を処分してきているわけですが、あと55区画、面積で1万3,700m²、金額で5億5,600万残っているわけですが、この保留地のうちの角地などで売れない部分も出てきているというように伺っているんですけれども、そういう売れないと判断された土地が何m²、幾らぐらい、金額で言うと幾らぐらい残るのかどうか、そのあたりをお聞かせください。それと、保留地全体では幾ら、総額、これまでに売ってきた面積と金額をお知らせください。

それと、これまでの公債費の総額は幾らぐらい払っているのか、お知らせいただきたいと思えます。

2問目は以上です。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、加治木と蒲生に市民農園はどうするかということでございますが、ただいまNPO法人が加治木と蒲生のほうには市民農園を開設をいたしておりますので、そちらの動向を伺いながら今後は決めていきたいと思っております。

市有地の件でございますが、始良地区におきましては今回市民農園を開設するわけですから、その動向を見ながらそちらのほうも対処をしたいと思っております。

それから、賃金の件ですが、これは農政コーディネーター賃金ということで、直接市民農園とは関係がございません。全般的な始良市の農政に対するコーディネーターでありますので、そちらほうの賃金ということで2名分の賃金でございます。

また、この方々にも市民農園に関しましては、答弁にありますように、その指導方を願いますというふうに思っております。

それから、農業指導員とコーディネーターの違いということでございますが、ちょっと、私は同じじゃないかと思っております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

まず、調整交付金のペナルティによるカットの関係でございますが、平成22年度から県の国への申請によって、22年度からはペナルティによるカットはございません。

ですので、21年度まで調整交付金のカットがございました。近年の近いところで平成20年で、これはまだ旧3町時代の絡みでございますが、3町で合わせて加治木町が7%カット、始良が5%カット、その時点で3,019万7,000円のカットを受けております。

それから、平成21年度、これも同じように加治木が7%、始良が5%、ここで2,995万9,000円、このような分の調整交付金のカットを受けております。ですので、22年度以降はございません。

それと短期保険証の発行時における取り扱いでございますが、一応保険年金課のほうで毎月更新をかけておりますので、その中で確実なものとしては、その所得に応じてやりますのではっきりとした数字はございませんが、一番最低で一応納めていただく金額が2,000円、高い人で5万円程度ということで、その所得に応じて、収入に応じて一応うちのほうで相談をして、短期保険証の発行を行っております。

以上です。

○総務部長（谷山昭平君） お尋ねの徴収率の関係についてお答えをいたします。

国民健康保険税におきまして、2月29日現在の現年の収納率が76.1、滞納分が58.7です。

それから、差し押さえの関係についてお尋ねでしたけれども、不動産の差し押さえの関係につきましては、相対の資料で説明いたしますと、現在平成23年度で給与関係の分が7名です。差し押さえに関しましては、例えば国民健康保険税のみとかほかの市税とかいろいろ合算でしますので、全体でとらえておりますので、給与の件に関しては7件です。

詳細について補足があれば、担当課長のほうに説明をさせます。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 収納管理課、長江ですけど、給与差し押さえですけど、その差し押さえされた人によって収入が違いますので、収入とそれと扶養親族、それから社会保険料、もろもろのそれらの数値に基づいて差し押さえ、給与からの取り立ての金額を決めておりますけど、大体1万円から3万円の間で毎月こちらのほうに配当がきております。
以上です。

○建設部長（大園親正君） 区画整理関係につきましては、担当課長に答弁させます。

○区画整理課長（海老原経記君） 区画整理課の海老原がお答えします。

まず、形の悪いところで売れていないところは、幾らあるかというご質問ですけれども、普通財産として一般公売していない土地は、筆数で13筆、面積で約1,700m²、金額で約6,820万円でございます。

なお、この一般公売しない土地につきましては、当初から販売計画に入れていないことから、売り出している土地と区別をしております、先ほど副市長が答弁しました55筆には含まれておりません。ですから、残っているのは全体では68筆ということでございます。

それと、これまで販売してきた保留地は幾らかというご質問ですけれども、筆数で213筆、面積で約1,001万6,600m²、金額で7億2,545万円となっております。率でいたしまして53.7%でございます。

それと、あとこれまで公債費を幾ら払ってきたかというご質問ですけれども、23年度の決算見込みを見込みまして、払ってきた公債費の額は10億9,307万9,040円となっております。

以上でございます。

○13番（里山和子君） 市民農園ですけれども、この農政コーディネーターというのは確かに条例にはうたってあるんですけれども、何か一般の農業振興のほうに雇っているコーディネーターを市民農園のほうに回すというようなことでしたけれども、80区画もあるといろんな相談があると思うんですけれども、単独でのコーディネーターを雇用するという考え方はないのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

それから、この給与差し押さえの件で7件ぐらいあって、1万円から3万円ぐらいの差し押さえになっているということで、私この給与差し押さえについては税務署にちょっとお伺いに行ったこともあるんですけど、法の範囲内で適切に判断してやってるというようなことで、やることになっているというようなご説明だったんですけれども、その辺を十分配慮をしてやられているのかどうか。

一番多い方で年間に何か月分ぐらいが差し押さえられているのかということ、もう一回お答えいただきたいと思います。

それから、区画整理のほうでは、あと55区画、68筆ですか、5億5,600万ぐらいが残っているというようなことで、去年も4筆ぐらいしか売れてなかったんじゃないですかね、最近あまり売れてないんですけれども、市長に伺いますけれども、この市有地のほうに返還されて市として売り出していくことになると思うんですけれども、今後小学校が建設されたり、いろいろ道路がよくなったり、売っていくとは思いますが、そのあたりをもっと積極的に少し地価を下げたりとか、そのあたりの検討をして早くこの公債費が、10億ぐらいの借金をして、土地が売れなかったために借金をし

ながらも払ってきたわけですので、そのあたりをもうちょっと売り出す、売り出しやすい価格にする、地価をそういう設定をするというようなことなどは考えておられないか伺いたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

コーディネーターの件ですが、農林水産部といたしましては、市民農園を開設をした際には月1回の全体的な指導といたしますか、そういう研修会を開催しながら、また個人的に聞きたい方は農政課のほうへおいでいただくというようなふうを考えておりますし、またそれでも足りない場合には、市長の答弁にもありましたように、有機農業者の組織の代表の方とはもうお話をしておりますので、そちらのほうで対処をしていきたいというふうを考えております。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 収納管理課、長江です。

給与の差し押さえの件なんですけど、給与の差し押さえについては法律で禁止事項がありまして、例えば社会保険料とか、それから扶養親族によって4万円差し引くとか、そういう禁止事項があります。それに基づいて最終的な差押えちゅうか、配当額を決めております。

それから、最大で幾らの差押えかと言いますと、ことしはありませんでしたけど、去年の決算におきまして、ボーナス時期に12万円ほどの差し押さえの分の配当を受けております。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） この帖佐第一地区の土地の件でございますが、基本的には先行して取得なさった方との公平性を図る上から、地価を値引いて売るという考えは今のところございません。

ただ、先ほど答弁いたしましたように、いろいろとこの環境が整ってまいりまして、利便性の高い土地ということになってまいりましたので、そういう意味で始良市にある住宅に供する土地として、非常に有効な土地であろうということを考えますときに、今後これをさらにしっかり売り込んでいきまして、それでそういう議員ご指摘の事業の予算にしっかり充てられるように、今後とも努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで里山議員の質疑を終わります。

次に、11番、竹下日出志議員の質疑を許します。

○11番（竹下日出志君） 議案第13号 始良市環境基本条例制定の件について質疑します。

はじめに、要旨1点目、環境審議会の設置時期を伺います。

次に、要旨2点目、審議会委員の選任方法と各構成委員の人数20人の内訳を伺います。

次に、議案第15号 始良市民農園条例制定の件について質疑します。

市民農園を開設することで、市民はどのような効果を期待しているのか。また、行政はどのような効果を期待しているか伺います。

次に、議案第23号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）について質疑します。

はじめに、要旨1点目、民生費関係、予算書57ページ、障害福祉費、重度心身障害者医療費1,458万7,000円、障害児デイサービス395万円、障害者日中一時支援149万7,000円の内容を伺います。

次に、要旨2点目、衛生費関係、予算書63ページ、保健衛生費、不妊治療費助成40万円の助成内容

を伺います。

次に、要旨3点目、予算書64ページ、予防費、委託料、子宮頸がん等ワクチン接種委託料2,800万円減額の理由を伺います。

次に、要旨4点目、予算書64ページ、健康増進事業費、委託料、前立腺がん等検診委託料506万円の内容を伺います。

次に、要旨5目、土木費関係、予算書81ページ、道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業608万円の事業内容と立木等補償1,914万円の補償内容を伺います。

○市長（笹山義弘君） 竹下議員のご質疑についてお答えいたします。

ご質疑のうち、政策的答弁は私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

議案第13号 始良市環境基本条例制定の件についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

環境審議会につきましては、本条例制定後、環境基本計画の策定を諮問することになりますが、環境基本計画策定にあたっては、まず環境基礎調査や住民アンケート調査を実施することとしており、設置時期はこの後になるものと考えております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

委員の選任方法につきましては、大学教授等専門的知識を有する学識経験者、環境にかかる団体の代表者、地域住民の代表者などをリストアップして選任してまいります。

議案第15号 始良市民農園条例制定の件についてのご質疑についてお答えいたします。

市民農園については、議会等を通じて整備の要望があったところでありますが、市民農園開設にあたって始良地区の200人を対象にアンケート調査を実施したところ、6割を超える開設要望があり、またトイレ、水道施設等の整備や市街地に近いことなどから、建昌城跡は適切な場所であると判断いたしました。

市民農園整備を希望している市民の方々は、農作物を栽培することの楽しみはもちろんのこと、憩いの場所やいやしの場所等としての活用を期待していると考えられます。

行政としましては設置の目的にもありますように、農業に対する理解の向上や農業を通じた交流の促進等の効果が期待できるとともに、始良市は有機農業が盛んであることから、特に有機農業に対する理解が深まることを期待しております。

また、市民が集まることで、建昌城跡の県指定の史跡としての意義が深まるものと考えております。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第23号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）についての1点目のご質疑について、お答えいたします。

重度心身障害者医療費1,458万7,000円につきましては、受給者及び医療費の伸びに伴い、入院費助成費570万円、入院外の費用助成費888万7,000円の不足に対する補正であります。

障害児デイサービス事業395万円につきましては、利用者及び利用回数の増に伴う不足額の補正であります。

障害者日中一時支援事業149万7,000円につきましては、新規事業所の開設等により、利用者及び利用回数の増に伴う不足額の補正であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

不妊治療費助成事業は不妊治療を受ける夫婦に対し、1年度当たり10万円を限度に通算5年間助成

するものであります。平成20年1月末の助成額実績は、28件の257万8,930円であります。今後の申請予定を見込み、40万円の補正を計上いたしました。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

委託料減額につきましては、ヒブ小児用肺炎球菌ワクチンの摂取率が、当初予定しておりましたものよりもかなり低くなると想定されることと、子宮頸がんワクチン接種につきまして、国が平成24年度についても事業延長を予定しており、インフルエンザ等の流行も起因して、1月以降新たな接種開始が少ないことなどによるものであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、大腸がん検診などの受診数の増加に伴い、506万円の補正を計上いたしました。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

工事請負費608万円は木田本通り線の道路改良工事費であります。また、立木等補償の1,914万円は始良駅前通り線の家屋などの工作物や立木などの補償であります。

以上、お答えいたします。

○11番（竹下日出志君） 議案第15号 始良市民農園条例制定の件について、再質疑いたします。

始良市は有機農業が盛んであることから、特に有機農業に対する理解が深まることを期待しておりますとの答弁でした。そこで、議案参考資料ナンバー2の始良市民農園、建昌城（仮称）計画図では、断面図で盛り土を50cm計画されていますが、盛り土はどこから搬入されるのか、また経費についてどのように考えるか伺います。

議案第23号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）について、再質疑します。

要旨、3点目、子宮頸がん等ワクチン接種委託料2,800万円の減額について、2点、再質疑いたします。

はじめに、委託料減額2,800万円の内訳について、ヒブ小児用肺炎球菌ワクチン委託料の減額と子宮頸がんワクチン接種委託料のそれぞれ委託料の減額は幾らか伺います。

次に、子宮頸がんワクチン接種について、平成23年度、平成24年3月31日中に1回でも接種すれば24年度に入っても公費助成となるため、各市町村は個別にお知らせを実施されたようですが、本市ではどのように対応されたのか伺います。

次に、要旨4点目、健康増進費委託料506万円の内訳、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、大腸がん検診などの受診者はそれぞれ何人か伺います。

○農林水産部長（屋所克郎君） 市民農園についてお答えいたします。

市民農園を予定している場所は建昌城の跡ということで、この地は文化財の包蔵地ということでございますので、今のままでは、そのままでは市民農園は開設できないわけでございます。

図面にもありますように、盛り土しての整備ということになります。今現在、船津、春花地区では場整備がほぼ完成をしております。この中で住宅地を造成するというふうになっております。

このうちの春花地区の住宅の造成地におきまして残土が発生しますので、その残土を利用して整備をしようかというふうを考えて、今のタイミングになったわけでございます。

この客土代が普通新土を購入しまして持って来ますと約600万円かかりますが、今回はこの残土を

しますので、その600万円は軽減はできるのではないかというふうに考えております。

それと同時に宅地造成につきましては、春花地区の宅地造成につきましては、土地開発公社が行うわけでございますけれども、通常ならこの残土は捨てろということで処分をしなければなりません、こちらのほうも市民農園に使うことで約500万ほどの工事費の軽減ができるというふうに考えておりますので、このタイミングでしたのはそこにあるというふうにご理解いただきたいと思います。

終わります。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

ヒブワクチンの減額の額は914万、それと小児用肺炎球菌、これは1,326万、子宮頸がんワクチン560万、合わせて2,800万ということでございます。

それと、その受診率でございますが、ヒブワクチンのほうが一応26%、小児肺炎球菌が29%、子宮頸がん54%というふうになっております。

それと、子宮頸がんのワクチンの広報ですが、これについては広報等で一応通知するし、また個別にも通知する予定でおります。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○11番（竹下日出志君） 答弁漏れがありましたので、質疑をいたします。

健康増進費委託料506万円の内訳、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、大腸がん検診などの受診者はそれぞれ何人か伺います。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

大腸がんの受診者は6,177人、肺がんのほうは5,548人、子宮がんのほうは。前立腺がんが845人、肝炎ウイルスが1,171人ということでございます。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） これで竹下議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第13号から日程第23、議案第34号までの一括質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、先日配付しました議案処理一覧に沿って処理します。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、議案第13号 始良市環境基本条例制定の件から日程第5、議案第35号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件までの5件は、先日配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（兼田勝久君） 日程第6、議案第16号 始良市税条例の一部を改正する条例の件から、日程第23、議案第34号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第2号）までの18案件は、会議規則第

37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第16号から日程第23、議案第34号までの18案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第6、議案第16号 始良市税条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 議案第16号 始良市税条例の一部を改正する条例の件について反対討論いたします。

今回の税法の改正によりまして、県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されるわけですが、この中で市条例の95条関係で1,000本が644円の値上げ、16条の2では1,000本が305円の値上げになっているようです。

そして、この25年の4月1日からの実施になるんですけれども、影響額が5,500万というふうに、市民にとっては増税になるわけですが、大変な増税になります。

それから、2番目に退職所得にかかる個人住民税の10%の税額控除を廃止をされまして、これは25年の1月1日から退職支給の方を対象にですけれども、影響額が250万の、市民にとってはこれは250万の増税になります。

それから、次に防災のための施策に要する費用の財源を確保するため臨時的措置として、市民税の均等割を年額500円引き上げになりまして、これも市民に対する増税になります。

26年度から35年度までの10年間ですが、市民税が現行3,000円が500円の値上げになって3,500円になりますし、県民税は現行1,500円が改正後500円の値上げで2,000円になります。合計1,000円の値上げですけれども、影響額が1,550万円の増税になります。

市民にとっては、これ全部足しますと、合計しますと7,300万円の増税になりますが、一方法人市民税のほうは影響額が3,000万円の減税となりまして、法人に対しては減税をするわけです。

ですから、市民にとっては7,300万円も増税になるのに、法人は3,000万円も減税になるということで、大変不公平のある税制改正になっているという点で、反対討論としておきたいと思います。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから議案第16号 始良市税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。

議案第16号 始良市税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第7、議案第17号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第17号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第17号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第8、議案第18号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第18号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第18号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第9、議案第20号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第20号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第20号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第10、議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第11、議案第22号 始良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第22号 始良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第22号 始良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第12、議案第23号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）について討論を行います。討論はありませんか。

○24番（堀 広子君） 反対の立場で討論に参加いたします。

児童措置費の7,718万円の減額、これは子ども手当の減額ですが、これまでの子ども手当を廃止して、新たな制度として2011年10月から、3歳未満の子どもと小学校卒業までの第3子以降の支給額を月額1万5,000円に引き上げる一方、3歳以上の第1子、2子、中学生は月額1万円に減額するものとなっております。今回のこの法の改正によりまして、大幅に減額になる方がたくさん出てまいります。

また、子ども手当導入の際に年少扶養控除の廃止、これがセットで行われまして地方税収が増加いたします。子ども手当の減額、年少扶養控除の廃止による増税ということになります。

それに年金や健康保険料の引き上げなど、負担のこのような増加が続きますと、子育て世代の暮らしに重大な打撃となり、経済活力の低下を招き、経済全体の低迷にもつながりかねません。よって、反対といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから議案第23号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。

議案第23号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第13号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第13、議案第24号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

○5番（田口幸一君） ちょっと、早かったですね。

私は初めての反対討論を行います。議案第24号に反対の立場で討論に参加いたします。

今回の当初予算額、詳しく説明がございましたが8,950万円。で、今回提案された補正予算額3,700万円、これを足しますと予算現額が1億2,650万円となっておりますが、既に平成24年1月31日現在で1億円以上収納されたのであれば、今回の補正予算額は3,700万円ではなく、1億円を計上すべきだと私は考えます。

継続審査となっております国保税の値上げのために、執行部の皆さんは1億円以上収納されたと明確に説明されたではございませんか。私の考えとやはり6,300万円の食い違いがあります。

医療費の支払いは1月診療分が2カ月おくれの3月支払いに、3月に支払われると考えますが、現予算で十分対応できると私は考えます。4月、5月は出納閉鎖期間となっております。

また、各税の振替運用、これは会計課のほうで行っていると思いますが、これで十分医療費の支払いは充足できるのではないかと、これも私はそういうふうを考えます。

執行部とよく市長が言われます、議会は車の両輪、二元代表制で議員である私にも責任の一端がございます。しかし、繰り返しますけどこの6,300万円の食い違いはやはり納得いたしかねます。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから議案第24号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。

議案第24号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第14、議案第25号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補

正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第25号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。

議案第25号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第15、議案第26号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第26号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。

議案第26号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第16、議案第27号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第27号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第27号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第17、議案第28号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事

業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第28号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第28号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第18、議案第29号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第29号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第29号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第19、議案第30号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第30号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第30号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第20、議案第31号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予

算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第31号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第31号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第21、議案第32号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第32号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第32号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第22、議案第33号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第33号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第33号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第23、議案第34号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第2号）

について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第34号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第34号 平成23年度始良市水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君）

日程第24、請願第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書

日程第25、請願第2号 重富交番及びあいら農協重富支所跡地の活用について

日程第26、陳情第1号 障害者福祉法の改善・拡充を求める陳情書

及び

日程第27、陳情第2号 陳情書（陳情第8号の不採択に伴う再陳情）

の4件を議題とします。

この請願、陳情は、昨日配付しました請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（兼田勝久君） 日程第28、発議第1号 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3号の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

発議第1号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○18番（玉利道満君） 登壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第1号 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月15日午前9時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） ご起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） どうもご苦労さまでした。

（午後2時08分散会）